

# 賃貸借契約解約通知書

(貸主) \_\_\_\_\_ 様

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

私は、以下の注意事項及び賃貸借契約書・使用細則等の内容を確認・承諾のうえ、後記表示不動産(建物)の賃貸借契約を解約し、当該不動産(建物)を明け渡しますのでご通知致します。

また、当該不動産(建物)を明け渡した時点において、賃料・共益費等の滞納、原状回復に要する費用等、その他賃貸借契約から生じる私の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷(保証)金から差し引いたうえ、残額を以下の私名義の口座にお振り込み下さい。

借主	解約日	令和 年 月 日 (明け渡し日)	退去日	令和 年 月 日 (引っ越し日)
	住所			
	フリガナ			TEL
	氏名	Ⓜ		携帯
	移転先	住所	〒 -	
	E-mail			
敷(保証)金 返還先	銀行・信金		支店(店番号: )	普通・貯蓄・当座
	口座番号:		口座名義人(カタカナ):	

### 《注意事項》

- ①解約(明け渡し)・退去(引っ越し)等に際しては、必ず賃貸借契約書・使用細則等をご参照のうえ規定に従って下さい。
- ②解約日以前に物件を退去(引っ越し)した場合でも、解約日または解約予告期間までの賃料等が生じます。
- ③ご契約中の電気・ガス・上下水道及び共聴設備・インターネット設備等につきましては、必ず解約日までに各営業所等へ連絡し、解約日までの料金を精算のうえ、利用中止手続き・設備撤去工事等をすべて完了して下さい。尚、電気及び水道につきましては退去後の物件点検を行う際に使用しますので、契約期間は必ず賃貸借契約の解約日までとして下さい。
- ④明け渡しは、物件のすべての鍵の引き渡し、室内の清掃、付帯設備以外の自己の所有物ならびに不用品・ゴミ等(粗大ゴミ含む)一切の搬出・処分、公共料金の精算等前項の諸手続き及び設備撤去工事等があった時に完了となります。当該明け渡しが無了の場合は、完了する日までの賃料等が生じます。尚、退去日に鍵の引き渡しがあった場合、退去日以降は解約日以前でも入室・物件の使用等はできません。

### 記

### 【不動産の表示及び精算明細】 ※※ 記入しないで下さい ※※

名称	階	号室
所在地	東京都	区・市
敷(保証)金		円
賃料等	未払・返戻( 月分/日割 日分)	円
修繕費等借主負担費用		円
		円
償却金		円
短期解約損害金		円
振込手数料		円
合計		円